

## 【令和2年度 合同点検一覧表】

★大野原中学校(実施日:令和2年9月25日)①～⑧

危険箇所		路線名		内容	対策案
①	大野原町大野原2024付近	国道	377号線	信号機の設置やブルーゾーンの設置。	信号機の設置基準に満たないため、設置ができない。 ブルーゾーンの設置も設置基準に満たないため、設置ができない。 ※No.4と関連させながら対応
②	大野原町中姫946付近	市道	中央1号線	横断歩道の設置。	横断歩道のみを設置するのは危険。 警戒標識の設置、縁石の切り下げなど、道路環境の整備を実施して安全に横断できる環境にした上での設置であれば可能。 横断歩道の設置のため、警戒標識の設置や縁石の切り下げ等を行う。
③	大野原町大野原1187-1付近	国道	377号線	危険を促す看板の設置や道路表示。	道路標示(右左折の方法)の塗り直しを行う。 右折車への補助破線の延長を検討する。
④	大野原町大野原2025付近	国道	377号線	信号機の設置やブルーゾーンの設置。	信号機の設置基準に満たないため、設置ができない。 ブルーゾーンの設置も設置基準に満たないため、設置ができない。 ※No.1と関連させながら対応
⑤	大野原町中姫1891付近	市道	安井線	道路上に徐行等表示。	カーブの両入口手前に「カーブ注意」の路面表示を行う。 「スピード落とせ」等の啓発看板をカーブの両入口に設置。
⑥	大野原町大野原6839付近	県道	丸井萩原豊浜線	横断歩道の設置。	点検箇所から豆塚方面約300m先に信号交差点があるので、横断する際は、そちらを利用してほしい。センターライン(黄色の実線)の塗り直しを実施する。 外側線の塗り直しを行う。
⑦	大野原町大野原7119-3付近	市道	上杉林石砂線	ミラーの設置。	私道と市道が交わるところに市がカーブミラーを設置することは不可。 自治会が市の補助金を活用し、自ら設置する方法がある。
⑧	大野原町大野原6156-4付近	国道	377号線	目立つ立て看板の設置。	大きな啓発看板の設置は通行に支障をきたす可能性があり、不可。路面標示で「交差点注意」等は可能。

## 【令和2年度 合同点検一覧表】

★大野原中学校(実施日:令和2年9月25日)⑨~⑫

危険箇所		路線名		内容	対策案
⑨	大野原町大野原3793-8付近	市道 市道	観音寺大野原線 曼陀支線	信号機ありの標識設置や交差点内の色付け。	交差点に向かう車に対しての啓発看板を3か所に設置済み。
⑩	大野原町丸井北 紀伊駐在所前交差点付近	国道	377号線	ブルーゾーンの設置。	ブルーゾーンの設置は設置基準に満たないため、設置ができない。 小学校の通学バスの発着所であるため、通学バスの発車時間帯は紀伊駐在所員により見守り活動を実施している。中学生の通学時間帯が異なるのであれば対応する。
⑪	大野原町福田原宮前付近	市道	福田原線	立て看板等の設置。	啓発看板を設置する。
⑫	大野原町大野原石砂付近	市道	下木屋豆塚線	歩道の設置および道路の拡幅。	拡幅及び歩道(片側2.5m)の設置については事業化しており、地元と協議を進めている。長期的事業ではあるが、早期完成に向けて事業を進めていく。

## 【令和2年度 合同点検一覧表】

★常磐小学校(実施日:令和2年10月2日)

危険箇所		路線名		内容	対策案
①	流岡町634付近	市道	鹿隈柞田線	歩道やグリーンベルトの設置。	グリーンベルトの設置や外側線を車道側に寄せるといった内容で、関係している自治会(複数)の自治会要望が上がってくれば検討する。
②	流岡町616-2付近	県道	観音寺池田線	押しボタン式信号機の設置。	信号機の設置は設置基準に満たないため、設置ができない。横断歩道の移設は、自治会等からの要望があれば可能。該当箇所から西側方面へ約300m先にある信号交差点まで薄くなっている区画線を塗る。
③	村黒町397付近	市道	小岡石田線	通学路であることを知らせる看板の設置。	この路線上の取り締まりを行う。細道の両入口に、道幅に影響が出ない範囲で「学童多し注意」等の看板を設置する。
④	植田町389-1付近	市道 市道	茂木植田線 高木大砂子線	一旦停止の標識の設置や時間帯通行止めの実施。	一時停止規制は通学路側の従道路に設置することとなるため、設置不可。時間帯の通行禁止規制についても、限られた車両の通行しかいないため、設置不可。路面上の停下来マークの位置を、児童が車両を確認しやすい位置に変更する。
⑤	植田町1824-5付近	市道	蓬畑植田西下線	通学路を知らせる看板の設置やグリーンベルトの設置。	現在、ローソン観音寺植田町店付近での取締りを強化しているが、今後は通学時間帯に合わせた取締りも行う。該当箇所の両入口に路面標示(通学路)を検討する。また、自治会要望があれば、路側帯を拡げて車道を狭くすることも検討できる。
⑥	植田町457-3付近	市道	鹿隅柞田線	歩道やグリーンベルトの設置。	該当箇所の外側線の塗り直しを検討する。また、自治会要望があれば、路側帯を拡げて車道を狭くすることも検討できる。
⑦	出作町1074-1付近	県道	込野観音寺線	押しボタン式信号機の設置。道路南側に歩道を設置。	信号機の設置は設置基準に満たないため、設置ができない。通学時間帯に合わせた取締りを行う。
⑧	出作町859-7付近	県道	込野観音寺線	用水路のふたを設置。	危険箇所⑦付近から、北側歩道の段差解消(バリアフリー化)と、南側水路の蓋かけによる幅員確保を補正予算要望しているところであり、予算が補正できれば当該箇所も蓋かけ等を実施する。